

『1回で受かる！出るところだけ！！第1種・第2種衛生管理者合格テキスト』法改正情報

法改正関連ページ

関連するページ	項目と該当箇所	変更内容		
103	労働衛生保護具の種類	表内 修正前 防音保護具		
106	作業管理と労働衛生保護具	表内 修正後 聴覚保護具		
	防音保護具	項目名・1行目 修正前 防音保護具		
129	過去問チェック	項目名・1行目 修正後 聴覚保護具		
	情報機器作業における労働衛生管理のためのガイドライン	選択肢(2) 修正前 防音保護具は、(以下略)		
130	過去問チェック	選択肢(2) 修正後 聴覚保護具は、(以下略)		
	作業管理と情報機器作業	5行目 修正前 ・ディスプレイの画面上の照度は500ルクス以下、書類とキーボード上の照度は300ルクス以上とする(この場合の照度とはディスプレイ画面等への入射光の明るさ)		
131-132	健康保持増進計画	5行目 修正後 ・書類とキーボード上の照度は300ルクス以上とする(この場合の照度とは書類やキーボード等への入射光の明るさ)		
	過去問チェック	問題削除		
	健康保持増進計画	健康保持増進計画は、事業者が健康保持増進目標を達成するために以下の内容を含め作成する。 ・健康保持増進措置の内容及び実施時期に関する事項 ・健康保持増進計画の期間に関する事項 ・健康保持増進計画の実施状況の評価及び計画の見直しに関する事項		
	体制の確立	事業者は、次に掲げるスタッフや事業場外資源等を活用し、健康保持増進対策の実施体制を整備し、確立する。 ア.事業場内の推進スタッフ 産業医等、衛生管理者等及び事業場内の保健師等及び人事労務管理スタッフ等 例:労働者に対して運動プログラムを作成し、運動実践を行うに当たっての指導を行うことができる者、労働者に対してメンタルヘルスケアを行うことができる者等の専門スタッフ イ.事業場外資源 事業場外で健康保持増進に関する支援を行う外部機関や地域資源及び専門家 例:労働衛生機関やスポーツクラブ等の健康保持増進に関する支援を行う機関、医療保険者等		
	健康指導	健康指導については運動指導、メンタルヘルスケア、栄養指導や口腔保健指導等を含む、または関係するものとする。高年齢労働者に対しては、フレイルやロコモティブシンドロームの予防を意識した健康づくり活動を実施することが、重要である		
	フレイル	加齢とともに、筋力や認知機能等の心身の活力が低下し、生活機能障害や要介護状態等の危険性が高くなった状態のこと		
	ロコモティブシンドローム	年齢とともに骨や関節、筋肉等運動器の衰えが原因で「立つ」、「歩く」といった機能(移動機能)が低下している状態		
161	健康管理手帳	健康管理手帳の交付対象となる主な業務と交付要件 図表更新		
	健康管理手帳	健康管理手帳の交付対象となる主な業務と交付要件 図表更新	健康管理手帳	
			3か月以上従事	ベンジジン製造等 ペーターナフチルアミン製造等 ジアニシジン製造等
			2年以上従事	1,2-ジクロロプロパン 3・3'-ジクロロ-4・4'-ジアミノジフェニルメタン(MOCA)製造等
			3年以上従事	ビス(クロロメチル)エーテル等 ペンタトクロロド製造等
			4年以上従事	クロム酸製造等 塩化ビニル重合等
			5年以上従事	三酸化砒素製造等 コークス製造等
			管理2・管理3	オルトトルイジン 粉じん作業
			結節性陰影	ベリリウム製造等
			不整形陰影・胸膜肥厚	石綿製造等
1年以上従事し、ばく露した日から10年以上経過				
208-209	安全衛生教育(雇入れ時等)	項目削除		
	業種による教育の省略	問題削除		
217	衛生基準(有害業務以外)	問題削除		
	照明設備の点検等「作業面の照度の基準」の変更	照度基準は「事務所衛生基準規則」のみ、右のように改正された。 すべての事業場に適用される労働安全衛生基準は変更されていない点に注意		

作業の区分	基準
一般的な事務作業	300ルクス以上
付随的な事務作業※	150ルクス以上

※資料の袋詰めなど、事務作業のうち、文字を読み込んだり、資料を細かく識別したりする必要のないものが該当します。